

【NSW 州及び NT】VIC 州からの入州者への規制強化(2月12日(金)から)

【ポイント】

●ビクトリア(VIC)州全域における5日間の外出制限措置の開始に伴い、ニューサウスウェールズ(NSW)州政府及び北部準州(NT)政府は、VIC からの入州等に関する規制を強化すると発表しました。

●NSW 州:2月12日(金)午後11時59分以降にビクトリア(VIC)州から NSW 州に入州する人は、5日間の自己隔離を行ってください。NSW 州内にいる人のうち、1月29日(金)以降に VIC 州に滞在したことがある人は、5日間の自己隔離を行ってください。また、NSW 州内で VIC 州境近辺に居住している人については、2月12日(金)午後11時59分以降にメルボルン大都市圏にいた人に限り、5日間の自己隔離を行ってください。VIC 州への不要不急の渡航を見合わせる事が強く求められます。

●NT: 2月12日(金)午前10時45分以降、VIC 州内のメルボルン大都市圏(タラマリン空港を含む)が感染多発地域(ホットスポット)に指定されます。これらの地域にいたことがある人が NT に入州する場合は、NT 政府指定施設にて14日間の強制隔離が義務付けられます。また、2月7日(日)午前0時01分以降、本2月12日(金)午前10時45分までの期間中にタラマリン空港経由で NT に入州した人は、直ちに新型コロナウイルス検査を実施し、結果が判明するまでの期間、自己隔離を行ってください。

【本文】

1 VIC 州政府は、2月12日(金)午後11時59分より、州全域で5日間の外出制限措置を開始すると発表しました。

2 NSW 州政府は、VIC 州における5日間の外出制限措置の開始に伴い、以下の措置を発表しました。

(1)2月12日(金)午後11時59分以降に VIC 州から NSW 州に入州する人は、5日間の自己隔離が義務付けられます。

(2)NSW 州内にいる人のうち、1月29日(金)以降に VIC 州に滞在したことがある人は、5日間の自己隔離が義務付けられます。

(3)NSW 州内で VIC 州境近辺に居住している人については、2月12日(金)午後11時59分以降にメルボルン大都市圏にいた人に限り、5日間の自己隔離が義務付けられます。

(4)自己隔離を要する人は、「食料品や物資の買い物」、「介護及び医療」、「必要不可欠な仕事または許可された通学」、「運動」の4つ理由がある場合に限り外出が認められます。

(5)VIC 州への不要不急の渡航を見合わせる事が強く求められます。VIC 州に渡航

せざるを得ない場合、NSW 州へ帰還後に自己隔離が義務付けられます。

3 NT 政府は、VIC 州における 5 日間の外出制限措置の開始に伴い、以下の措置を
発表しました。

(1) 2月12日(金)午前10時45分以降、VIC 州内のメルボルン大都市圏(タラマリン
空港を含む)が感染多発地域(ホットスポット)に指定されます。これらの地域にいたこ
とがある人が NT に入州する場合は、NT 政府指定施設にて14日間の強制隔離を実
施し、その費用として1人につき2, 500ドルを支払うことが義務付けられます(強制
隔離施設及び費用の詳細は下記リンク参照)。

(2) 2月7日(日)午前0時1分以降、本2月12日(金)午前10時45分までの期間中
にタラマリン空港経由で NT に入州した人は、直ちに新型コロナウイルス検査を実施
し、結果が判明するまでの期間、自己隔離を行ってください。また、NT 政府のホットラ
イン1800-008-002まで連絡してください。

【参考となるサイト】

○NSW 州政府ウェブサイト

(2月12日発表:VIC 州から NSW 州への入州する人に対する規制)

https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210212_04.aspx

(2月12日発表:VIC 州から最近入州した人に対する規制)

https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210212_03.aspx

(自己隔離や症状観察が必要となる対象場所・日時に関する最新情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates#latest-covid-19-case-locations-in-nsw>

(各州・地域との間の州境規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules/border-restrictions#going-interstate-from-nsw>

○北部準州政府ウェブサイト

(2月12日発表:VIC 州内のメルボルン大都市圏を感染多発地域に指定)

<https://coronavirus.nt.gov.au/updates/items/2021-02-12-greater-metropolitan-melbourne-declared-hotspot>

(北部準州の感染多発地域に関する最新情報)

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine/hotspots-covid-19>

(強制隔離施設の概要)

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine/mandatory-supervised-quarantine>

(強制隔離に伴う費用の概要)

<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine/quarantine-fee>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>